

特定非営利活動法人福生市体育協会役員及び監事の選考基準

(目的)

第1条 この基準は、特定非営利活動法人福生市体育協会定款第14条第1項及び同上第2項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(会長の選任)

第2条 会長は、会長選考委員会が会長候補者を選考し、理事会において承認を得るものとし、総会において選任するものとする。

(会長を除く役員を選任)

第3条 副会長及び専務理事並びに常務理事は、会長が推薦し、理事会において承認を得るものとし、総会において選任するものとする。

(正会員の役員を選任)

第4条 正会員の役員(理事)は、各加盟団体長が推薦し、理事会において承認を得るものとし、総会において選任するものとする。

(監事の選任)

第5条 監事は会長が推薦し、総会において選任するものとする。

附則 この基準は平成23年1月12日から施行する。